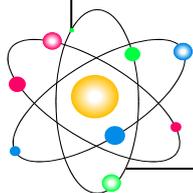




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成23年1月16日)



年金信託部

東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

財政運営基準等の見直しに関する 追加パブリックコメントにおける意見及び回答公表

本日、10月6日付の財政運営基準等の見直しに関する追加のパブリックコメントにおける意見及び回答が公表されました。(*)

このパブリックコメントの結果を受けた詳細な見直し内容については、後日政省令・通知等の改正にて公表される予定です。(指定基金に関する内容は、すでに改正が実施されております。)

(*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110249&Mode=2>

<ご参考・財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントの内容>

- ・ [平成23年7月14日配信のPENSION NEWS](#)
- ・ [平成23年10月6日配信のPENSION NEWS](#)

回答の概要は以下のとおりです。

- (1) 掛金引上げ猶予措置 ⇒ 原案通り
- (2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例 ⇒ 原案通り
- (3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し ⇒ 内容修正あり
- (4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し ⇒ 原案通り
- (5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し ⇒ 内容修正あり
- (6) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討 ⇒ 原案通り
- (7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し ⇒ 内容修正あり

具体的な内容は次頁以降を参照ください。



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

原案の内容、意見及び回答は以下のとおりです。（原案への賛成意見等は省略しています。）

（１）掛金引上げ猶予措置

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------------|---|
| DB 厚年基金 | 財政計算の結果、平成 24 年 4 月 1 日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く。）、DB に対して、平成 25 年 4 月 1 日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。 |

| 意見等の内容 | 回答 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予措置の期間を延長すべき。 ・ 猶予措置後の引上げが必要な掛金を規約に明記することは、反対。 ・ 猶予措置の対象に指定基金も対象にすべき。 | <p>現在の厳しい経済情勢等を考慮し、一時的に掛金の負担を軽減するために掛金引上げ猶予措置を行います。現時点で猶予期間を長期間設定することは、財政健全化へ向けた取組がその間遅れると考えています。</p> <p>また、猶予後に必要な掛金を規約に明記することは、今回の掛金引上げ猶予措置が現下の経済情勢等を勘案した一時的な負担軽減措置であることを基金として意思決定するためにも必要と考えます。</p> <p>なお、指定基金については、健全化計画の作成、実施の中で個別に健全化に向けた取組に対する重点的な指導を行うこととしており、本措置の対象外としています。</p> |

（２）予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------|--|
| 厚年基金 | 平成 25 年 4 月 1 日までの間に、予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、当該規約変更の計算基準日時点の不足金について、掛金引上げの留保を可能とする。ただし、当該規約変更を行った後は、原則どおり、財政運営基準に基づき財政運営を行うものとする。 |

| 意見等の内容 | 回答 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率の引下げは掛金の引上げを伴うため、特例措置には反対。 ・ 掛金引上げを留保しても次の財政検証に抵触し掛金を引き上げることになるので、実効性がない。 ・ 予定利率を引下げ、ポートフォリオを変更する際に、実現損を減らすため措置期間を延長して欲しい。 | <p>多くの基金において、財政健全化に向け、予定利率を実現可能なものに見直すことが必要とされていますが、予定利率の引下げによる掛金抛出が基金の大きな負担となり、当該取組の制約になっていることを考慮し、基金の財政健全化への取組を前進させることを目的として、本特例措置を行うものです。</p> <p>他方、ポートフォリオの変更等を行う観点から、長期の措置期間の延長をしたとしても、将来の運用環境を予測することは困難であり、運用環境によっては措置期間を長期にすることで財政健全化への取組が遅れることが懸念されるため、原案通りとします。</p> |

(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------|--|
| 厚年基金 | <p>最低責任準備金調整額の算定方法について、平成11年9月に遡って期ズレ（最低責任準備金の算定に用いる厚生年金の運用利回りについて、適用時期が最大1年9か月遅れること。）が解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する現行の方法を、直近決算により確定した最低責任準備金とその後1年9か月間適用される厚生年金の運用利回りから期ズレの影響額を計算する以下の方法に見直す。</p> <p>最低責任準備金調整額 = 当該事業年度末における最低責任準備金 × { (1+前事業年度における厚生年金運用利回り) × 9 / 12 } × (1+当該事業年度における厚生年金運用利回り) - 1 }</p> |

| 意見等の内容 | 回答 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金調整額を導入して数年しか経っていないのに、大幅な算定方法を見直すことは、財政運営基準の信頼性を損なうことになり、反対。 見直すのであれば、提示された計算式は債務の付利期間の方が資産の運用期間より1年9月長いため、この不整合を解消すべき。 | <p>今回の見直しは、現行の最低責任準備金調整額の算定方法では、制度終了時に返還すべき代行債務である最低責任準備金の額を実際には保有していないにもかかわらず、継続基準上では、代行債務を保有しているとして財政検証及び財政計算が行われるといったケースが生じることを回避するため行うものです。</p> <p>具体的には、今回のパブリックコメントで示した案では、決算時の最低責任準備金にその後1年9か月の利子を付すことで、最低責任準備金の保全といわゆる期ズレの解消を図ることを試みました。</p> <p>しかしながら、この案で最低責任準備金調整額を算定した場合、継続基準上の代行債務が急激に増加することが見込まれるため、現下の経済情勢等と激変緩和を考慮し、以下のとおり、現在の最低責任準備金の算定方法導入（平成11年10月）以降、当該算定方法に用いられていない1年9か月の間の利回りを考慮した調整額とします。</p> <p>最低責任準備金調整額 = 当該事業年度末における最低責任準備金 × { (1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り) ^(9 / 12) × (1 + 当該事業年度における厚生年金運用利回り) / 1.0723 - 1 }</p> <p>【1.0723 の算出方法】 $(1 + 4.66\%)^{(3/12)} \times (1 + 4.15\%)^{(12/12)} \times (1 + 3.62\%)^{(6/12)} = 1.0723$ 4.66%…平成11年10月から同12月までの付利利率 4.15%…平成12年1月から同12月までの付利利率 3.62%…平成13年1月から同6月までの付利利率</p> |

(4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------------|---|
| DB 厚年基金 | 非継続基準抵触に伴い拠出すべき掛金（特例掛金）の額の計算に用いる資産額について、時価の変動を平滑化した数理上資産額を用いることを可能としていたが、時価ベースの純資産額のみを用いることとする。 |

| 意見等の内容 | 回答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 非継続基準とはいえ、制度存続を前提とした掛金の算定に用いるものであり、短期的な環境の悪化に対する市場の回復力を見込む等合理的な理由があるため、数理上資産も可能として欲しい。 年金資産は長期保有が原則であり、一時点の時価で決定されるものではないと考える。 | <p>非継続基準の財政検証は、解散や終了といった不測の事態となったときでも最低限保全しなければならない給付に見合う資産が確保できているかどうかを検証するものです。このため、非継続基準に抵触すれば、できるだけ早急に掛金対応し、不測の事態に備えた対応が必要であるため、資産額は時価で評価すべきと考えています。</p> |

(5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------------|---|
| DB 厚年基金 | <p>前回意見公募で提案した回復計画の廃止については、即時廃止とはせず、平成28年度の財政検証まで掛金対応を可能とする5年間の経過措置期間を設けることとするが、回復計画に実効性を持たせるため、計画の作成に用いる前提の一部を見直す。</p> <p>具体的には、基金における最低責任準備金の予測に用いる利率については厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（実績が判明している場合は、その利率）を下回らないものとし、年金資産の予測に用いる利率は基金及びDBの運用実績の過去5事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率とする。また、加入員（者）数は、過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。</p> |

| 意見等の内容 | 回答 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 回復計画は継続すべきであり、廃止を前提とした見直しは反対。 回復計画の前提が負債側と資産側で不整合であり、前提は現行通りとすべき。 年金資産の見込みは基金の予定利率（基金のアセットミックスに基づく期待収益率）も認めるべき。 | <p>回復計画による掛金拠出は、回復計画を立てる際の前提に大きく影響され、前提の置き方次第では、計画どおりに積立不足が解消されない点が問題であったことから、前回のパブリックコメントにおいて廃止する案を示しましたが、廃止に伴う影響を考慮し、廃止期限を5年後としました。同時に、上記の問題に対処するために、積立不足の解消が図られる実効性ある計画となるよう、その前提についての見直しを行うものです。</p> <p>しかしながら、最低責任準備金の予測には「厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回り」を用いることとしていることから、後者の利率が前者の利率を上回る場合には利差損が生じるため、年金資産の見込みに用いる予定利率は「運用実績の過去5事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とすることとします。</p> |

(6) 非継続基準における積立水準の引上げスケジュールについての検討

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------------|--|
| DB 厚年基金 | 平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとし、その旨の規定を置く。 |

| 意見等の内容 | 回答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 非継続基準の積立スケジュールについては、その基準自体に反対。 必要な措置については、企業年金制度の財政状況を踏まえた内容として頂きたい。 | <p>非継続基準については、導入時以降長期にわたり経過措置が適用されてきましたが、非継続基準の主旨である受給権の確保や財政健全化に向けて、段階的に本来の基準に戻すべきと考えています。また、本来の基準に戻すための引上げスケジュールについては、前回のパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、現在の経済状況及び経過措置を廃止する影響を考慮し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしており、原案通りします。</p> |

(7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し

| 対象制度 | 原案の内容 |
|------|--|
| 厚年基金 | <p>指定基金健全化計画承認基準については、前回意見公募に係る見直しに加えて、以下のとおり、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするよう承認基準を明確化するとともに、添付書類等の簡素化を図り、提出時期を弾力化する。</p> <p>併せて、平成22年度以前に指定された既指定基金についても、見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする（提出期限は平成24年2月末とするが、提出困難な場合は、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、平成24年9月末までに提出すればよいこととする）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに改善措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。なお、上記改善措置の内容及び実施時期については、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、その見込みについて記載することも可能とする。 ② 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、指定年度の翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする。 ③ ①の具体的措置の実施が見込まれ、具体的な措置に基づく財政の見通しにおいて基金の財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行うこととする。 ④ 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限について、変更を求めた日の翌日から起算して3か月後の日が属する月の月末から、変更を求める際に期限を定めることに見直す。 ⑤ 健全化計画実施年次報告書（別添様式5）については、指定年度に係るものから提出することとする。 ⑥ 健全化計画の様式（別添様式2）中において以下の事項を削除する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政に関する事項 2. 業務に関する事項 3. 歴代代議員・理事等名簿 4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見直し |

| 意見等の内容 | 回答 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基金の健全化計画の前提が負債側と資産側で不整合なので、修正すべき。 ・ 資産の見込みは基金の予定利率（基金のアセットミックスに基づく期待収益率）も認めるべき。 | <p>現在の基金の予定利率は、現下の運用環境では実現困難な設定となっているものが多いことから、年金資産の予測に用いる利率については、実現可能なものとして、「運用実績の過去5事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率」としたところです。</p> <p>しかしながら、最低責任準備金の予測には「厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回り」を用いることとしていることから、後者の利率が前者の利率を上回る場合には利差損が生じるため、年金資産の見込みに用いる予定利率は「運用実績の過去5事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とすることとします。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に指定基金された基金については、手続きを踏んで作成した計画を一年で変更しなければならないため、既に指定された指定基金については、現行通りとして頂きたい。 | <p>既に指定された指定基金についても、財政健全化へ向けた取組をより実効性のあるものにする必要があるため、原案通りとします。</p> |

以上